

産前産後期間の国民年金保険料免除

問 桜多年金事務所

☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

「産前産後期間の免除制度」は、国民年金第1号被保険者が出産する際、届出により出産前後の一定期間の保険料が免除される制度です。

免除期間も保険料納付済期間として老齢基礎年金の受給額に反映されるため、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。

対象 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)

届出期間 出産予定日の6ヶ月前

※出産後も届出可能

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間

※多胎妊娠は出産3ヶ月前から6ヶ月分免除

※産前産後期間は付加保険料の納付可 ※産前産後期間の前納分は全額還付

必要書類 出産予定日の確認ができるもの(母子手帳など)



日本年金機構 HP



申請方法 ●窓口で届出

●マイナポータルから電子申請

桜多年金事務所による 年金相談(予約制)

問 桜多年金事務所

☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日程 ●12月16日(火) ●令和8年1月20日(火) ●令和8年2月17日(火)

※毎月第3火曜日に開催

時間 9時30分～12時、13時～15時

場所 市役所

受付 市民課年金係

必要な物

本人が申請する場合

- ・年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- ・年金手続きであれば送られてきた書類一式
- ・本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- ・マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- ・委任状
- ・代理の本人確認ができるもの

※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約 ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)をご用意ください。

予約方法 桜多年金事務所へ電話

お誕生おめでとう
(令和7年10月受付分)

住所 赤ちゃん 保護者
港南台2丁目 松田 亜愛 侑大

ご冥福をお祈りします
(令和7年10月受付分)

住 所	氏 名	享 年
平田町戸内	畠中 義明	90
小筑紫町田ノ浦	井上 保子	96
橋上町奥奈路	瀬田 美幸	66
与市明	北川 文雄	85
山奈町山田	川田 文子	93
平田町戸内	清家 尤三	82
二ノ宮	篠原 勲	88

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

問 市民課 ☎ 62-1233